

寄り添い型学習支援事業における委託費の過大請求について

1 概要

本市では各区生活支援課が寄り添い型学習支援事業（※1）を実施しています。そのうちの7区（※2）が委託をしている「特定非営利活動法人 教育支援協会南関東」が、令和元年度及び2年度分の委託費3,732,000円を過大に請求し、受給していたことが判明しました。
このため、過大請求分について、法人に返還を求めました。
なお、法人は、この事実を認め、過大請求分の返還に応じる意向を示しています。

（※1）裏面【参考】を参照

（※2）7区：西区、中区、南区、港南区、磯子区、緑区、栄区

2 法人概要

事業者名：特定非営利活動法人 教育支援協会南関東
所在地：横浜市南区高根町3-17-12
代表者：理事長 岩間 文孝
設立年月：平成27年7月
実施箇所数：7区 計17教室
西区（1か所）、中区（2か所）、南区（4か所）、港南区（3か所）、磯子区（3か所）、緑区（3か所）、栄区（1か所）

3 経過

令和3年4月15日 ～5月11日	こども青少年局から、当該法人の補助金の不正受給（5月14日記者発表）について、健康福祉局へ情報提供がありました。情報提供を受け、本事業においても不正が無いか確認をするため、7区から法人に対して請求に関する根拠資料を提出するよう依頼しました。
5月11日以降	7区では、請求書と請求に関する根拠資料を精査し、個々の請求内容に関する法人へのヒアリング、過大請求額の確定作業を行いました。 健康福祉局では、再発防止策に向けた取組に関する法人へのヒアリングを行うとともに、8月30日に顛末書の提出を求めました。以降、数回にわたり、健康福祉局から再発防止に向けて指導をしました。
11月29日	法人より顛末書の提出がありました。
12月10日～12月15日	7区において返還請求額の決定をしました。
12月22日	法人へ返還について通知書等を交付しました。

（裏面あり）

4 過大請求の金額（現時点で把握しているもの）

(1) 内容及び金額

過大請求の内容	令和元年度分	令和2年度分	合計
従事していない学習支援スタッフ謝金を計上し請求したもの	2,454,900 円	1,277,100 円	3,732,000 円

(2) 過大請求分の返還

過大請求分の納付を本日法人に求めました。

5 原因

各教室では、教室責任者が作成する学習支援スタッフ（以下、「スタッフ」という。）の配置予定表と個々のスタッフが記名をする出勤簿と支援内容報告書(※)を突合して実績表を作成し、本部へ提出することとなっています。

今回、過大請求となったものは、出勤簿や支援内容報告書との突合をせず、予定表のまま法人本部へ報告したものと、実際に従事していないスタッフを実績表に書き加えていたものがありました。

法人本部では、教室から提出された実績表と出勤簿等との間に誤りがないか確認することとなっていますが、提出された実績表と出勤簿等との突合をせず、請求書類を作成し、区へ請求をしていたため、過大請求となりました。

(※) 生徒の学習状況や生活状況をスタッフが記載する報告書です。

6 再発防止策等

当該法人に対しては、平成 28 年度分から平成 30 年度分についても調査を実施し、過大請求が確認された場合は返還を求めます。

また、当該法人に対し指導した結果、次のとおり再発防止策を講じることとしました。今後、継続して再発防止策が取られているか確認を行っていきます。

- (1) 教室責任者は、実績表を法人本部に提出する際に必ず、出勤簿及び支援内容報告書との突合を行います。
- (2) 法人本部職員は、提出された実績表に間違いがないか、出勤簿と支援内容報告書とのチェックを実施します。統括責任者、理事長においても同様のチェックを行うことによりチェック機能の強化を図ります。
- (3) 法人内部においてコンプライアンス研修を実施します。

【参考】 寄り添い型学習支援事業

さまざまな事情から、生活困窮や養育困難などの課題を抱えている世帯の子どもを対象に、NPO 法人等に事業を委託し、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援及び、高校生世代支援を行っています。

主に大学生等のボランティアによる学習支援スタッフが個別の学習支援を行い、学力の向上に加え、将来の自立した生活を送ることができるように様々な部分での成長を促し、貧困の連鎖を防ぐことを目的としています。

お問合せ先
健康福祉局生活支援課長 岩井 一芳 Tel 045-671-2367